

木更津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務受託候補者選定審査要領

(目的)

第1 この要領は、木更津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務に係る受託候補者の選定を適切に行うために定める。

(審査委員会)

第2 審査委員会は、木更津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務受託候補者選定委員会設置要領による。

(審査の項目)

第3 企画提案審査における審査の内容は、木更津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託公募型プロポーザル実施要領 別表 審査基準(以下別表)のと通りの5項目とする。

(審査方法及び受託候補者の選定)

第4 審査方法は、審査委員会が別表の審査の内容について審査、採点し、その合計点が高い事業者を受託候補者とする。

2 企画提案者が1事業者のみの場合でも、出席委員の書類審査の合計点の平均が60点以上であり、かつ、出席委員の過半数の承認を得ることにより、受託候補者として選定する。受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者を特定しないことがある。

(失格要件)

第5 本プロポーザル参加者が次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- (1) 市及び他の企画提案者に対して、本プロポーザルに関する援助を直接的又は間接的に求めたとき。
- (2) 他の企画提案者の協力者であったとき。
- (3) 「木更津市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」に定める手続、方法等を遵守しないとき。

(審査結果)

第6 審査の結果については、企画提案業者に対し、書面により通知するものとする。

附則

この要領は、令和7年5月9日から施行する。(公告日)